



三重県公報

令和7年12月24日 (水)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	人事委・教育委規則		
16	公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(人事委員会・教育委員会)	2
17	公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	(同)	14
18	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	(同)	16
19	公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	(同)	19
20	公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	(同)	20
21	公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	(同)	21
22	公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則	(同)	32

人事委員会
教育委員会
規則

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）の規定に基づき、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年十二月二十四日

三重県人事委員会委員長 浅 尾 光 弘
三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第十六号

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第一号）の一部を次のように改正する。

- 第十一号様式中「6月」を「6か月」に、「5月」を「5か月」に改める。
- 第十一号様式の二及び第十一号様式の三中「六月」を「六箇月」に改める。
- 第十一号様式の九の二中「1月」を「1か月」に改める。
- 第十一号様式の九の三中「6月」を「6か月」に、「2月」を「2か月」に改める。
- 第十二号様式から第二十二号様式までを次のように改める。

第12号様式（第12条関係）

(表面)
退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

三重県教育委員会 印

公立学校職員の退職手当に関する条例第12条第1項第14条第1項の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととします。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があつたことを知つた日から6か月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は、三重県教育委員会となります。）提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができます（なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。

金 記 円

(処分前の一般の退職手当等の額)	円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	円

(裏面)

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日) 年 月 日	年 月
(退職時の勤務学校名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) (職 級 号給) 円
(支給制限処分の理由)	
(公立学校職員の退職手当に関する条例第12条第1項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明)	

- 備考 1 勤続期間とは、公立学校職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。
2 不要の文字は、抹消すること。

第13号様式（第12条関係）

(表面)
退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

三重県教育委員会 印

公立学校職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととします。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6か月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は、三重県教育委員会となります。）提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができます（なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。

金 記 円

(処分前の一般の退職手当等の額)	円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	円

(裏面)

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日) 年 月 日	年 月
(退職時の勤務学校名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) (職 級 号給) 円
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)	
(公立学校職員の退職手当に関する条例第12条第1項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明)	

- 備考 1 勤続期間とは、公立学校職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。
2 不要の文字は、抹消すること。

第14号様式（第13条関係）

(表面)
退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

三重県教育委員会 印

公立学校職員の退職手当に関する条例第13条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対してすることができます。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、三重県教育委員会に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6か月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は、三重県教育委員会となります。）提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができます（なお、その判決があつたことを知つた日から6か月以内であっても、その判決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。

(退職をした者の氏名)			
(採用年月日)	年	月	日 (勤続期間)
(退職年月日)	年	月	日 年 月

(裏面)

(退職時の勤務学校名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(支払差止処分の理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除きます。） 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合	

備考 勤続期間とは、公立学校職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

第15号様式（第13条関係）

（表面）
退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

三重県教育委員会 印

公立学校職員の退職手当に関する条例第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対してすることができます。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、三重県教育委員会に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6か月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は、三重県教育委員会となります。）提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができます（なお、その判決があつたことを知つた日から6か月以内であっても、その判決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。

（退職をした者の氏名）			
（採用年月日）	年	月	日
			（勤続期間）
（退職年月日）	年	月	日
			年 月

（裏面）

（退職時の勤務学校名）	
（退職時の職名）	（退職時の給料月額） 円 （ 職 級 号給）
（公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由） （思料される犯罪に係る罰条： ）	
<p>（支払差止処分の取消し）</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除きます。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、公立学校職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6か月を経過した場合 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく、かつ、公立学校職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合 	

備考 勤続期間とは、公立学校職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

第16号様式（第13条関係）

（表面）
退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

三重県教育委員会 印

公立学校職員の退職手当に関する条例第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対してすることができます。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、三重県教育委員会に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6か月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は、三重県教育委員会となります。）提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができます（なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。

（退職をした者の氏名）		
（採用年月日）	年 月 日	（勤続期間）
（退職年月日）	年 月 日	年 月

（裏面）

（退職時の勤務学校名）	
（退職時の職名）	（退職時の給料月額） 円 （ 職 級 号給）
（懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由）	
<p>（支払差止処分の取消し）</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除きます。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、公立学校職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6か月を経過した場合 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく、かつ、公立学校職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合 	

備考 勤続期間とは、公立学校職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

第17号様式（第13条関係）

（表面）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

三重県教育委員会 印

公立学校職員の退職手当に関する条例第13条第3項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対してすることができます。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、三重県教育委員会に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6か月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は、三重県教育委員会となります。）提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができます（なお、その判決があつたことを知つた日から6か月以内であっても、その判決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。

(退職をした者の氏名)			
(採用年月日)	年	月	日
(退職年月日)	年	月	日
		(勤続期間)	
		年	月

（裏面）

(退職時の勤務学校名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) (職 級 号給) 円
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。 1 この処分を受けた者が公立学校職員の退職手当に関する条例第14条第2項の規定による処分を受けることなくこの処分を受けた日から1年を経過した場合 2 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合	

備考 勤続期間とは、公立学校職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

第18号様式（第14条関係）

（表面）

退職手当返納命令書

年 月 日

様

三重県教育委員会 印

公立学校職員の退職手当に関する条例第15条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命じます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があつたことを知つた日から6か月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は、三重県教育委員会となります。）提起することができます（なお、この命令があつたことを知つた日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができます（なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。

記

金 円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）	円
（公立学校職員の退職手当に関する条例第15条第1項の規定により控除される失業者退職手当額）	円

（裏面）

（退職をした者の氏名）
（返納命令の理由）
（公立学校職員の退職手当に関する条例第12条第1項に規定する事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明）

第19号様式（第14条関係）

（表面）

退職手当返納命令書

年 月 日

様

三重県教育委員会 印

公立学校職員の退職手当に関する条例^{第15条第1項}第16条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命じます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があつたことを知つた日から6か月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は、三重県教育委員会となります。）提起することができます（なお、この命令があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができます（なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。

記

金

円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）	円
（公立学校職員の退職手当に関する条例 ^{第15条第1項} 第16条第1項の規定により控除される失業者退職手当額）	円

（裏面）

（退職をした者の氏名）
（懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由）
（公立学校職員の退職手当に関する条例第12条第1項に規定する事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明）

備考 不要の文字は、抹消すること。

第20号様式（第15条関係）

（表面）

公立学校職員の退職手当に関する条例第17条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書

年 月 日

様

三重県教育委員会 印

下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、公立学校職員の退職手当に関する条例第17条第1項の規定により通知します。

三重県教育委員会は、この通知が到達した日から6か月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除きます。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができます。

記

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)

（裏面）

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(公立学校職員の退職手当に関する条例第17条第1項の規定により控除される失業者退職手当額)	円
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	

第21号様式（第16条関係）

（表面）

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

三重県教育委員会 印

第17条第1項

公立学校職員の退職手当に関する条例第17条第2項の規定により、退職手当の受給者

第17条第3項

に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命じます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があつたことを知つた日から6か月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は、三重県教育委員会となります。）提起することができます（なお、この命令があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができます（なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。

記

金 円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）	円
第17条第1項 （公立学校職員の退職手当に関する条例第17条第2項の規定により控除される失業 者退職手当額） 第17条第3項	円

（裏面）

（退職をした者の氏名）
（退職手当の受給者の氏名）
（懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる理由）
（公立学校職員の退職手当に関する条例第12条第1項及び第17条第6項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明）

備考 不要の文字は、抹消すること。

第22号様式（第16条関係）

（表面）

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

三重県教育委員会 印

公立学校職員の退職手当に関する条例第17条第4項第17条第5項の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命じます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があつたことを知つた日から6か月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は、三重県教育委員会となります。）提起することができます（なお、この命令があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができます（なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。

記

金 円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）	円
（公立学校職員の退職手当に関する条例第17条第4項第17条第5項の規定により控除される失業者退職手当額）	円

（裏面）

（退職をした者の氏名）
（退職手当の受給者の氏名）
（納付命令の理由）
（公立学校職員の退職手当に関する条例第12条第1項及び第17条第6項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明）

備考 不要の文字は、抹消すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則(次項において「旧規則」という。)に基づいて提出され、又は交付されている書類は、この規則による改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の規定により提出等された書類とみなす。

3 この規則の施行の前日に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の規定に基づき、公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年十二月二十四日

三重県人事委員会委員長 浅 尾 光 弘

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則

三重県教育委員会規則 第十七号

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和三十年 三重県人事委員会規則 第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第三条 削除</p>	<p>(多学年学級担当手当)</p> <p>第三条 多学年学級担当手当は、小学校、中学校又は義務教育学校において、二の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当し、その学級における授業又は指導に従事する主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師に対して支給する。ただし、次の各号に掲げる者に該当するものを除く。</p> <p>一 条例第十二条第一項の規定により給料の調整額を受ける者</p> <p>二 条例第二十二條の二第一項の規定により管理職手当を受ける者</p> <p>三 二の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数がその者の担当授業時間数の二分の一に満たない者</p> <p>四 二の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数が一週間につき十二時間に満たない者</p>
<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に定める額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>一 前項第一号ロ又はハの場合 一日につき 八千円</p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に定める額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>一 前項第一号ロ又はハの場合 一日につき 三千七百五十円(当該業務に県委員会が別に定める時間数以上従事した場合にあつては七千五百円)</p>
<p>三〇六 (略)</p>	<p>三〇六 (略)</p>

(教育業務連絡指導手当)
 第十八条 条例第十七条第二項第九号の規則で定める主任等は、次の表に掲げる主任等(三学級未満の学校に置かれる生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、農場長及び寮務主任並びに三学級未満の学年に置かれる学年主任を除く。)とする。

(略)

2・3 (略)

第二十条 (略)

(船員作業手当)

第二十一条 船員作業手当は、水産に関する学科を置く高等学校の職員が、航海中の船舶において次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

- 一 船長業務
- 二 船舶の運航業務
- 三 主機関の運転業務
- 四 船上作業に付随する庶務関係業務
- 五 無線通信業務
- 六 医療業務
- 七 前各号の業務に類するものとして県委員会が認める業務

2 前項の手当の額は、従事した日一日につき、別表に定める額とする。

3 目的地が別表に規定する第二区、第三区又は第四区の区域にある場合、最後に本邦の港を出港した日から目的地を経て最初に本邦の港に入港した日までの期間のうち、第一項各号に掲げる業務に従事した日については、その定額を支給する。

4 同一の日において、定額を異にする事由が生じたとき、又は前項の規定による同一航海において、目的地の区分を異にする事由が生じたときは、額の多い方の定額により支給する。

第二十二条・第二十三条 (略)

別表(第二十一条関係)

一 総トン数が二十トン以上の船舶

職	第一区	第二区	第三区	第四区
規則第十条第一項第四号イに規定する者	千四百十円	二千二百十円	二千六百五十円	三千九百八十円
規則第十条第一項第四号ロ及びハに規定する者	千九十円	千六百四十円	二千五百十円	三千八百八十円
規則第十条第一項第四号ニに規定する者	九百十円	千三百七十円	千七百十円	二千五百七十円

二 総トン数が二十トン未満の船舶

第一区	第二区	第三区	第四区
七百五十円	千三百十円	千四百十円	二千二百十円

(教育業務連絡指導手当)
 第十八条 条例第十七条第二項第十号の規則で定める主任等は、次の表に掲げる主任等(三学級未満の学校に置かれる生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、農場長及び寮務主任並びに三学級未満の学年に置かれる学年主任を除く。)とする。

(略)

2・3 (略)

第二十条 (略)

第二十一条・第二十二条 (略)

備考	この表において、「第一区」とは本邦又は東経百二十七度北緯二十二度、東経百三十五度北緯三十三度、東経百四十三度北緯三十二度、東経百四十六度三十分北緯四十度、東経百五十度北緯四十四度、東経百四十六度北緯四十八度、東経百四十度北緯四十八度、東経百三十五度北緯四十度、東経百三十度北緯三十八度、東経百二十六度北緯三十四度、東経百二十六度北緯三十度、東経百二十二度北緯二十七度及び東経百二十二度北緯二十二度の諸点を、順次に直線で結んでできる折線の内側の区域（定係港の区域（船舶が通常停泊し、又は係留する港の、船員法第一条第二項第二号の港の区域の特例に関する政令（昭和二十三年政令第百六十四号）に基づく定めのあるものを除き、港則法施行令（昭和四十年政令第百二十九号）第一条に規定する区域をいう。以下同じ。）及び外国の沿岸より三海里以内の区域を除く。）をいい、「第二区」とは東は東経百七十五度、西は東経百十度、南は北緯二十一度、北は北緯五十一度の各線の内側の区域のうち、定係港の区域及び第一区に属する区域以外の区域をいい、「第三区」とは東は東経百七十五度、西は東経九十四度、南は南緯十一度、北は北緯二十一度の各線の内側の区域（トキン湾を含む。）及び東は東経百七十五度、西は東経百三十四度、南は北緯五十一度、北は北緯六十三度の各線の内側の区域をいい、「第四区」とは定係港の区域、第一区、第二区及び第三区に属する区域以外の全区域をいう。
----	---

附 則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年十二月二十四日

三重県人事委員会委員長	浅	尾	光	弘
三重県教育委員会教育長	福	永	和	伸

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第十八号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年 **三重県人事委員会規則 第四号**）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第七条の二 条例第九条第一項第一号で定める高等学校等教育職給料表（別表第二）備考（二）に規定する同表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が三級である職員であつて規則で定める職員は、三級に昇格した日の前日にその者が属していた職務の級が特二級であつた職員であつて、その者の受ける三級の給料月額に一万千五百円を加算した額が同日において受ける	第七条の二 条例第九条第一項第一号で定める高等学校等教育職給料表（別表第二）及び同項第二号で定める中学校・小学校教育職給料表（別表第二）の規定により規則で定める職員は、三級に昇格した日の前日にその者が属していた職務の級が特二級であつた職員であつて、その者の受ける三級の給料月額に高等学校等教育職給料表の適用を受ける者については七千七

<p>べき特二級の給料月額に百分の百五を乗じて得た額（次項から第四項まで及び次条第一項から第四項までにおいて「基準額」という。）に達しないこととなるものとする。</p>	<p>百円を、中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける者については七千五百円をそれぞれ加算した額が同日において受けるべき特二級の給料月額に百分の百四を乗じて得た額（次項において「基準額」という。）に達しないこととなるものとする。</p>
<p>2 条例第九条第一項第一号で定める高等学校等教育職給料表（別表第一）備考（二）に規定する同表の三級の給料月額とこれに対応する特二級の給料月額に百分の百五を乗じて得た額との差額を基準として規則で定める額は、基準額からその者の受ける三級の給料月額を減じて得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。</p>	<p>2 条例第九条第一項第一号で定める高等学校等教育職給料表（別表第一）及び同項第二号で定める中学校・小学校教育職給料表（別表第二）の規定により規則で定める額は、基準額からその者の受ける三級の給料月額を減じて得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。</p>
<p>3 条例第九条第一項第一号で定める高等学校等教育職給料表（別表第一）備考（二）に規定する同表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が四級である職員であつて規則で定める職員は、四級に昇格した日の前日に前項の規定による額を受けていた職員であつて、その者の受ける四級の給料月額に三千八百円を加算した額が基準額に達しないこととなるものとする。</p>	
<p>4 条例第九条第一項第一号で定める高等学校等教育職給料表（別表第一）備考（二）に規定する同表の四級の給料月額とこれに対応する特二級の給料月額に百分の百五を乗じて得た額との差額を基準として規則で定める額は、基準額からその者の受ける四級の給料月額を減じて得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。</p>	
<p>5 他の職員との均衡上、前各項の規定により難い場合にあつては、県委員会が人事委員会と協議して別段の取扱いをすることができる。</p>	<p>3 他の職員との均衡上、前二項の規定により難い場合にあつては、県委員会が人事委員会と協議して別段の取扱いをすることができる。</p>
<p>第七条の三 条例第九条第一項第二号で定める中学校・小学校教育職給料表（別表第二）備考（二）に規定する同表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が三級である職員であつて規則で定める職員は、三級に昇格した日の前日にその者が属していた職務の級が特二級であつた職員であつて、その者の受ける三級の給料月額に一万千五百円を加算した額が基準額に達しないこととなるものとする。</p>	
<p>2 条例第九条第一項第二号で定める中学校・小学校教育職給料表（別表第二）備考（二）に規定する同表の三級の給料月額とこれに対応する特二級の給料月額に百分の百五を乗じて得た額との差額を基準として規則で定める額は、基準額からその者の受ける三級の給料月額を減じて得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。</p>	
<p>3 条例第九条第一項第二号で定める中学校・小学校教育職給料表（別表第二）備考（二）に規定する同表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が四級である職員であつて規則で定める職員は、四級に昇格した日の前日に前項の規定による額を受けていた職員であつて、その者の受ける四級の給料月額に四千円を加算した</p>	

額が基準額に達しないこととなるものとする。

4 条例第九条第一項第二号で定める中学校・小学校教
育職給料表(別表第二)備考(二)に規定する同表の四級
の給料月額とこれに対応する特二級の給料月額に百
分の百五を乗じて得た額との差額を基準として規則
で定める額は、基準額からその者の受ける四級の給
料月額を減して得た額(その額に百円未満の端数を生じ
たときは、これを切り上げた額)とする。

5 他の職員との均衡上、前各項の規定により難い場合
にあつては、県委員会が人事委員会と協議して別段の
取扱いをすることができる。
(へき地手当等の支給)
第十一条の二 (略)
2～6 (略)

7 (略)
別表第五(第十三条関係)
宿日直手当額表

区分	手当額
第十三条第一 項第一号の勤 務	一 勤務一回につき四千七百円とする。た だし、勤務に従事した時間が五時間未満 の場合は、勤務一回につき二千三百五十 円とする。 二 前号の規定にかかわらず、執務時間が 午前八時三十分から午後零時三十分まで と定められている日又はこれに相当する 日に正規の勤務時間に引き続いて行われ る宿直勤務(夜間に授業を行う学校にあ つては、執務時間が午後五時から午後九 時までと定められている日又はこれに相 当する日に正規の勤務時間の前又は後に 引き続いて行う宿直勤務)は、一回につ き七千五百円とする。
第十三条第二 項第二号の勤 務	一 勤務一回につき六千四百円とする。た だし、勤務に従事した時間が五時間未満 の場合は、勤務一回につき三千二百円と する。 二 前号の規定にかかわらず、執務時間が 午前八時三十分から午後零時三十分まで と定められている日又はこれに相当する 日に正規の勤務時間に引き続いて行われ る宿直勤務は、一回につき九千六百円と する。

(へき地手当等の支給)
第十一条の二 (略)
2～6 (略)

7 公立学校職員の地域手当に関する規則(平成十八年
三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第二
号)別表に掲げる地域に所在するへき地学校又はへき
地学校に準ずる学校に勤務する職員には、条例第十五
条の二第二項の規定による地域手当の額の限度にお
いて、へき地手当は支給しない。

8 (略)
別表第五(第十三条関係)
宿日直手当額表

区分	手当額
第十三条第一 項第一号の勤 務	一 勤務一回につき四千四百円とする。た だし、勤務に従事した時間が五時間未満 の場合は、勤務一回につき二千二百円と する。 二 前号の規定にかかわらず、執務時間が 午前八時三十分から午後零時三十分まで と定められている日又はこれに相当する 日に正規の勤務時間に引き続いて行われ る宿直勤務(夜間に授業を行う学校にあ つては、執務時間が午後五時から午後九 時までと定められている日又はこれに相 当する日に正規の勤務時間の前又は後に 引き続いて行う宿直勤務)は、一回につ き六千六百円とする。
第十三条第二 項第二号の勤 務	一 勤務一回につき六千五百円とする。た だし、勤務に従事した時間が五時間未満 の場合は、勤務一回につき三千五十円とす る。 二 前号の規定にかかわらず、執務時間が 午前八時三十分から午後零時三十分まで と定められている日又はこれに相当する 日に正規の勤務時間に引き続いて行われ る宿直勤務は、一回につき九千五百円と する。

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第七条の二の改正規定及び同条の後に一条を加える改正規定は、令和八年一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第十一条の二及び別表第五の規定は、令和七年四月一日から適用する。

(手当の内払)

- 3 改正後の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の規定(以下この項において「新規則の規定」という。)を適用する場合においては、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)及び改正前の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の規定に基づいて支給された手当は、新規則の規定による手当の内払とみなす。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の規定に基づき、公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年十二月二十四日

三重県人事委員会委員長 浅 尾 光 弘
 三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則

第十九号

三重県教育委員会規則

公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の通勤手当に関する規則(昭和三十五年 三重県人事委員会規則 第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(併用者の区分及び支給額)</p> <p>第八条の三 条例第十六条第二項第三号に規定する同条第一項第三号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第二項第三号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 条例第十六条第一項第三号に掲げる職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自動車等の使用距離が片道二キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道二キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第二項第一号及び第二号に定める額(同項第三号に規定する駐車施設利用職員にあつては、同号に規定する一箇月当たりの駐車料金相当額を加算した額)</p> <p>二・三 (略)</p> <p style="text-align: center;">(支給日等)</p> <p>第十六条の二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 条例第十六条第四項の規則で定める通勤手当は、一箇月当たりの運賃等相当額等(第八条の三第三号に掲げる職員に係るものを除く。)、条例第十六条第二項第二号に定める額(第八条の三第二号に掲げる職員に係るものを除く。)、条例第十六条第二項第三号に規</p>	<p style="text-align: center;">(併用者の区分及び支給額)</p> <p>第八条の三 条例第十六条第二項第三号に規定する同条第一項第三号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第二項第三号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 条例第十六条第一項第三号に掲げる職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自動車等の使用距離が片道二キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道二キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第二項第一号及び第二号に定める額(同項第三号に規定する駐車施設利用職員にあつては、同号に規定する一箇月当たりの駐車料金相当額の二分の一の額を加算した額)</p> <p>二・三 (略)</p> <p style="text-align: center;">(支給日等)</p> <p>第十六条の二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 条例第十六条第四項の規則で定める通勤手当は、一箇月当たりの運賃等相当額等(第八条の三第三号に掲げる職員に係るものを除く。)、条例第十六条第二項第二号に定める額(第八条の三第二号に掲げる職員に係るものを除く。)、条例第十六条第二項第三号に規</p>

<p>定する一箇月当たりの駐車料金相当額及び特急料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特急等が二以上ある場合にあつては、その合計額）の合計額（第十七条の二第二項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第十六条第四項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。</p>	<p>定する一箇月当たりの駐車料金相当額の二分の一の額及び特急料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特急等が二以上ある場合にあつては、その合計額）の合計額（第十七条の二第二項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第十六条第四項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。</p>
--	---

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の規定に基づき、公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年十二月二十四日

三重県人事委員会委員長 浅 尾 光 弘
 三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第二十号

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年 ^{三重県人事委員会規則} ~~第二号~~ ^{第二号}）の

一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。</p> <p>一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 百分の <u>三百二十二・五</u> 以内</p> <p>二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の百五十七・五 以内</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。</p> <p>一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 百分の <u>三百十五</u> 以内</p> <p>二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の百五十 以内</p>

第二条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。</p> <p>一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 百分の <u>三百十八・七五</u> 以内</p> <p>二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の百五十三・七五 以内</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。</p> <p>一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 百分の <u>三百二十二・五</u> 以内</p> <p>二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の百五十七・五 以内</p>

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第十三条の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和七年三重県条例第六十七号）の施行に伴い、公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年十二月二十四日

三重県人事委員会委員長 浅尾 光 弘
三重県教育委員会教育長 福永 和 伸

三重県人事委員会規則 第二十二号
三重県教育委員会規則

公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年 三重県人事委員会規則 第十号）の一部を 三重県教育委員会規則 第十号）の一部を 次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第三条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。）第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあつてはその額に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、同法第十八条第一項の規定により採用された職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 条例第二十五條の三第一項に規定する職員で条例第十七条第二項第十一号の規定による特殊勤務手当（以下「夜間中学教育業務手当」という。）を支給されるもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第一に掲げる額に四分の三を乗じて得た額（夜間中学教育業務手当の支給を受けない期間にあつては、別表第一に掲げる額）</p> <p>四〇六 (略)</p>	<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第三条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。）第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあつてはその額に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、同法第十八条第一項の規定により採用された職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 条例第二十五條の三第一項に規定する職員で条例第十七条第二項第十二号の規定による特殊勤務手当（以下「夜間中学教育業務手当」という。）を支給されるもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第一に掲げる額に四分の三を乗じて得た額（夜間中学教育業務手当の支給を受けない期間にあつては、別表第一に掲げる額）</p> <p>四〇六 (略)</p>
2	2

<p>等教員特別手当の月額、前項各号に定める額に、三千円をそれぞれ加えた額とする。ただし、これにより難しい場合は、あらかじめ三重県教育委員会が三重県人事委員会と協議して別段の取扱いをすることができる。</p>	
<p>第三条の二 条例第二十五条の三第二項に規定する規則で定める校務類型は、次の各号のとおりとする。</p>	
<p>一 学級（小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の学級に限り、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十一条に定める特別支援学級を除く。）を担任する業務</p>	
<p>二 前号に掲げるもの以外の校務</p>	
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 (略)</p>	<p>1 (略)</p>
<p>(条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の支給額)</p>	<p>(条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の支給額)</p>
<p>2 条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員に対する第三条第一項の規定の適用については、当分の間、同条第一号から第六号までの規定中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。</p>	<p>2 条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員に対する第三条の規定の適用については、当分の間、同条第一号から第五号までの規定中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。</p>

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第三条関係）

中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
定年前再任用 短時間勤務職員以外の職員	1	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	2	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	3	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	4	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	5	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	6	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	7	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	8	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	9	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	10	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	11	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	12	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	13	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	14	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	15	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	16	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	17	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	18	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	19	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	20	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	21	1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
	22	1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
	23	1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
	24	1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
	25	1,800	2,000	3,700	4,100	5,600
	26	1,800	2,000	3,700	4,100	5,600
	27	1,800	2,000	3,700	4,100	5,600
	28	1,800	2,000	3,700	4,100	5,600
	29	1,900	2,100	3,800	4,100	5,600
	30	1,900	2,100	3,800	4,100	5,600
	31	1,900	2,100	3,800	4,100	5,600
	32	1,900	2,100	3,800	4,100	5,600
	33	1,900	2,200	3,900	4,200	5,600

34	1,900	2,200	3,900	4,200
35	1,900	2,200	3,900	4,200
36	1,900	2,200	3,900	4,200
37	2,000	2,300	4,000	4,400
38	2,000	2,300	4,000	4,400
39	2,000	2,300	4,000	4,400
40	2,000	2,300	4,000	4,400
41	2,200	2,400	4,000	4,400
42	2,200	2,400	4,000	4,400
43	2,200	2,400	4,000	4,400
44	2,200	2,400	4,000	4,400
45	2,200	2,600	4,100	4,600
46	2,200	2,600	4,100	4,600
47	2,200	2,600	4,100	4,600
48	2,200	2,600	4,100	4,600
49	2,300	2,600	4,200	4,700
50	2,300	2,600	4,200	4,700
51	2,300	2,600	4,200	4,700
52	2,300	2,600	4,200	4,700
53	2,400	2,800	4,400	4,700
54	2,400	2,800	4,400	4,700
55	2,400	2,800	4,400	4,700
56	2,400	2,800	4,400	4,700
57	2,400	3,000	4,400	4,800
58	2,400	3,000	4,400	4,800
59	2,400	3,000	4,400	4,800
60	2,400	3,000	4,400	4,800
61	2,500	3,200	4,500	4,900
62	2,500	3,200	4,500	4,900
63	2,500	3,200	4,500	4,900
64	2,500	3,200	4,500	4,900
65	2,600	3,300	4,700	5,000
66	2,600	3,300	4,700	5,000
67	2,600	3,300	4,700	5,000
68	2,600	3,300	4,700	5,000
69	2,600	3,400	4,700	5,100
70	2,600	3,400	4,700	5,100
71	2,600	3,400	4,700	5,100
72	2,600	3,400	4,700	5,100

73	2,700	3,500	4,700	5,100
74	2,700	3,500	4,700	5,100
75	2,700	3,500	4,700	5,100
76	2,700	3,500	4,700	5,100
77	2,800	3,700	4,700	5,200
78	2,800	3,700	4,700	5,200
79	2,800	3,700	4,700	5,200
80	2,800	3,700	4,700	5,200
81	2,800	3,800	4,800	5,200
82	2,800	3,800	4,800	5,200
83	2,800	3,800	4,800	5,200
84	2,800	3,800	4,800	5,200
85	2,800	3,800	5,000	5,200
86	2,800	3,800	5,000	5,200
87	2,800	3,800	5,000	5,200
88	2,800	3,800	5,000	5,200
89	2,900	3,900	5,000	5,300
90	2,900	3,900	5,000	
91	2,900	3,900	5,000	
92	2,900	3,900	5,000	
93	3,000	4,000	5,000	
94	3,000	4,000	5,000	
95	3,000	4,000	5,000	
96	3,000	4,000	5,000	
97	3,100	4,100	5,100	
98	3,100	4,100	5,100	
99	3,100	4,100	5,100	
100	3,100	4,100	5,100	
101	3,100	4,200	5,100	
102	3,100	4,200	5,100	
103	3,100	4,200	5,100	
104	3,100	4,200	5,100	
105	3,200	4,300	5,100	
106	3,200	4,300		
107	3,200	4,300		
108	3,200	4,300		
109	3,200	4,400		
110	3,200	4,400		
111	3,200	4,400		
112	3,200	4,400		

113	3,200	4,400
114	3,200	4,400
115	3,200	4,400
116	3,200	4,400
117	3,300	4,500
118	3,300	4,500
119	3,300	4,500
120	3,300	4,500
121	3,300	4,600
122	3,300	4,600
123	3,300	4,600
124	3,300	4,600
125	3,300	4,700
126		4,700
127		4,700
128		4,700
129		4,700
130		4,700
131		4,700
132		4,700
133		4,700
134		4,700
135		4,700
136		4,700
137		4,700
138		4,700
139		4,700
140		4,700
141		4,700
142		4,700
143		4,700
144		4,700
145		4,800
146		4,800
147		4,800
148		4,800
149		4,900
150		4,900
151		4,900

	152		4,900			
	153		4,900			
	154		4,900			
	155		4,900			
	156		4,900			
	157		4,900			
定年前再任用短時間勤務職員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

別表第二（第三条関係）

高等学校等教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	1	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	2	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	3	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	4	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	5	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	6	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	7	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	8	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	9	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	10	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	11	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	12	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	13	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	14	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	15	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	16	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	17	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	18	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	19	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	20	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	21	1,700	2,200	3,500	4,400	5,600
	22	1,700	2,200	3,500	4,400	5,600
	23	1,700	2,200	3,500	4,400	5,600
	24	1,700	2,200	3,500	4,400	5,600
	25	1,800	2,300	3,700	4,600	5,600
	26	1,800	2,300	3,700	4,600	5,600
	27	1,800	2,300	3,700	4,600	5,600
	28	1,800	2,300	3,700	4,600	5,600
	29	1,900	2,400	3,800	4,700	5,600
	30	1,900	2,400	3,800	4,700	5,600
	31	1,900	2,400	3,800	4,700	5,600
	32	1,900	2,400	3,800	4,700	5,600
	33	1,900	2,600	3,900	4,700	5,600

34	1,900	2,600	3,900	4,700
35	1,900	2,600	3,900	4,700
36	1,900	2,600	3,900	4,700
37	2,000	2,600	4,000	4,800
38	2,000	2,600	4,000	4,800
39	2,000	2,600	4,000	4,800
40	2,000	2,600	4,000	4,800
41	2,200	2,800	4,000	4,900
42	2,200	2,800	4,000	4,900
43	2,200	2,800	4,000	4,900
44	2,200	2,800	4,000	4,900
45	2,200	3,000	4,100	5,000
46	2,200	3,000	4,100	5,000
47	2,200	3,000	4,100	5,000
48	2,200	3,000	4,100	5,000
49	2,300	3,200	4,200	5,100
50	2,300	3,200	4,200	5,100
51	2,300	3,200	4,200	5,100
52	2,300	3,200	4,200	5,100
53	2,400	3,300	4,400	5,100
54	2,400	3,300	4,400	5,100
55	2,400	3,300	4,400	5,100
56	2,400	3,300	4,400	5,100
57	2,400	3,400	4,400	5,200
58	2,400	3,400	4,400	5,200
59	2,400	3,400	4,400	5,200
60	2,400	3,400	4,400	5,200
61	2,500	3,500	4,500	5,200
62	2,500	3,500	4,500	5,200
63	2,500	3,500	4,500	5,200
64	2,500	3,500	4,500	5,200
65	2,600	3,700	4,700	5,200
66	2,600	3,700	4,700	5,200
67	2,600	3,700	4,700	5,200
68	2,600	3,700	4,700	5,200
69	2,600	3,800	4,700	5,300
70	2,600	3,800	4,700	
71	2,600	3,800	4,700	
72	2,600	3,800	4,700	

73	2,700	3,800	4,700
74	2,700	3,800	4,700
75	2,700	3,800	4,700
76	2,700	3,800	4,700
77	2,800	3,900	4,700
78	2,800	3,900	4,700
79	2,800	3,900	4,700
80	2,800	3,900	4,700
81	2,800	4,000	4,800
82	2,800	4,000	4,800
83	2,800	4,000	4,800
84	2,800	4,000	4,800
85	2,800	4,100	5,000
86	2,800	4,100	5,000
87	2,800	4,100	5,000
88	2,800	4,100	5,000
89	2,900	4,200	5,000
90	2,900	4,200	5,000
91	2,900	4,200	5,000
92	2,900	4,200	5,000
93	3,000	4,300	5,000
94	3,000	4,300	5,000
95	3,000	4,300	5,000
96	3,000	4,300	5,000
97	3,100	4,400	5,100
98	3,100	4,400	5,100
99	3,100	4,400	5,100
100	3,100	4,400	5,100
101	3,100	4,400	5,100
102	3,100	4,400	5,100
103	3,100	4,400	5,100
104	3,100	4,400	5,100
105	3,200	4,500	5,100
106	3,200	4,500	
107	3,200	4,500	
108	3,200	4,500	
109	3,200	4,600	
110	3,200	4,600	
111	3,200	4,600	
112	3,200	4,600	

113	3,200	4,700
114	3,200	4,700
115	3,200	4,700
116	3,200	4,700
117	3,300	4,700
118	3,300	4,700
119	3,300	4,700
120	3,300	4,700
121	3,300	4,700
122	3,300	4,700
123	3,300	4,700
124	3,300	4,700
125	3,300	4,700
126	3,300	4,700
127	3,300	4,700
128	3,300	4,700
129	3,400	4,700
130	3,400	4,700
131	3,400	4,700
132	3,400	4,700
133	3,400	4,800
134	3,400	4,800
135	3,400	4,800
136	3,400	4,800
137	3,400	4,900
138	3,400	4,900
139	3,400	4,900
140	3,400	4,900
141	3,500	4,900
142	3,500	4,900
143	3,500	4,900
144	3,500	4,900
145	3,500	4,900
146	3,500	
147	3,500	
148	3,500	
149	3,500	
150	3,500	
151	3,500	

	152	3,500				
	153	3,500				
定年前再任用短時勤務職員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

附 則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年三重県条例第三号）の規定に基づき、公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年十二月二十四日

三重県人事委員会委員長 浅 尾 光 弘
 三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則
 三重県教育委員会規則 第二十二号

公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

第一条 公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則（令和元年 三重県人事委員会規則 第五号）の一部 三重県教育委員会規則 を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（特殊勤務手当に相当する報酬）</p> <p>第六条 特殊勤務手当に相当する報酬の支給については、常勤職員の例による。ただし、給与条例第十七条第二項第十一号に規定する手当に相当する報酬は、支給しない。</p> <p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第二十条の八 成績率は、百分の三百二十二・五の範囲内で、県委員会が定めるものとする。</p>	<p>（特殊勤務手当に相当する報酬）</p> <p>第六条 特殊勤務手当に相当する報酬の支給については、常勤職員の例による。ただし、給与条例第十七条第二項第十二号に規定する手当に相当する報酬は、支給しない。</p> <p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第二十条の八 成績率は、百分の三百十五の範囲内で、県委員会が定めるものとする。</p>

第二条 公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第二十条の八 成績率は、百分の三百十八・七五の範囲内で、県委員会が定めるものとする。</p>	<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第二十条の八 成績率は、百分の三百二十二・五の範囲内で、県委員会が定めるものとする。</p>

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条中第六条の改正規定は、令和八年一月一日から、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則第二十条の八の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
